

令和 8 年 度 施 行

厚岸町役場庁舎町民ホール
公衆 Wi-Fi 整備事業委託業務

仕様書

厚岸町

第1条 適用範囲

本仕様書は、厚岸町が発注する「厚岸町役場庁舎町民ホール公衆 Wi-Fi 整備事業委託業務」（以下「本件」という。）に適用する。

第2条 通則

本件の履行にあたっては、本仕様書によるほか「契約書」によるものとする。

第3条 用語の定義

本仕様書及び契約書で使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、厚岸町をいう。
- 2 「受注者」とは、会社その他法人をいう。
- 3 「監督職員」とは、本仕様書及び契約書に基づき、発注者に代わって受注者の本件の履行について監督し、又は指示を行うことができる者であり、主任監督員及び監督員を総称していう。
- 4 「主任技術者」とは、受注者に代わって監督職員の指示の下に、本件の履行について総括する者をいう。
- 5 「指示」とは、発注者若しくは監督職員の発議により受注者に対し、本件遂行上必要な事項について書面又は口頭によって示し、実施させることをいう。
- 6 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、本件に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 7 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、本件の遂行に関わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 8 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た本件遂行上必要な事項について、監督職員又は発注者が書面により同意することをいう。
- 9 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、本件に関わる事項について、書面又はその他の資料をもって説明し、差し出すことをいう。
- 10 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- 11 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 12 「打ち合わせ」とは、本件を適正かつ円滑に実施するために監督職員と主任技術者が面談により、本件の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第4条 目的

本件は、厚岸町庁舎内における住民サービスの一環として、庁舎来訪者に Wi-Fi 経由によるインターネット接続を提供するため、Wi-Fi アクセスポイント等の利用環境の整備及び利用契約を行うものである。

第5条 履行場所

厚岸町役場（厚岸町真栄3丁目1番地）

第6条 契約

1 契約期間

(1) 環境整備：令和8年10月26日から令和9年2月26日までとする。

(2) 利用契約：設置完了日から令和9年3月31日までとする。

2 契約期間満了に伴う機器等の撤去

(1) 契約期間満了となった場合には受注者の責任において、各機器等を撤去し、施設内の設置場所を原状に復して明け渡すものとする。

3 契約期間中における機器増設等

契約期間中において、機器増設や撤去、移設及びそれらに属する設定変更等の作業が生じた場合に要する費用は設計変更の対象とする。

第7条 費用の内訳

1 初期費用（環境整備に係る費用）

内訳は以下のとおりとするが、初期費用が発生しない部分については参考見積や入札時の金額に計上しないものとする。

- (1) ルータの設置工事・試験調整費用
- (2) Wi-Fi アクセスポイントの設置・試験調整費用
- (3) その他、初期設定に必要となる費用

2 月額費用

内訳は以下のとおりとする。ただし、使用期間が1ヶ月に満たない月の月額費用は日割り計算により算出した額とする。

- (1) Wi-Fi アクセスポイント利用料
- (2) その他、保守に要する費用

第8条 初期作業

Wi-Fi アクセスポイントの変更または追加する場合は、インターネット回線や各種サービス利用に必要な以下の作業をサービス利用開始前までに行うこと。

- (1) インターネット接続用ルータ及びWi-Fi アクセスポイント設置、配線、調整作業（配線に作業に必要な資材は用意すること）

- (2) インターネット回線通信試験
- (3) Wi-Fi アクセスポイント接続認証試験（モバイル回線を持たない利用者が使用できることを確認するために、スマートフォン及びノートパソコンでそれぞれ接続認証を実施し、厚岸町のトップページが表示することを確認すること）
- (4) その他、初期設定に必要な作業

第9条 内容

1 Wi-Fi アクセスポイント

- (1) Wi-Fi アクセスポイントを提供し、監督職員より承諾を得た箇所に設置すること。
- (2) Wi-Fi アクセスポイントに設定する SSID は「akkeshi-free-wifi」とし、導入後、発注者の指示により変更できるものとする。
- (3) 複数の SSID が利用でき、SSID 毎に認証方式を設定できること。
- (4) 利用者が、自らが保有する端末（スマートフォン、モバイル PC 等）で、Wi-Fi アクセスポイントに接続した場合、発注者が別途指示する Web サイト（以下「ポータルサイト」）にリダイレクトするよう設定を行うこと。
- (5) アクセスポイントの設置場所には、公衆無線 LAN サービスの案内表示を行うとともに、利用者に対して分かりやすい利用案内や利用手続き等の周知を行うこと。

2 提供サービス

(1) Wi-Fi 利用条件

- (a) 利用者に携帯電話事業者等をはじめとする通信事業者との回線契約を別途求めないものとする。（インターネット接続契約が無い機器でも接続できること）
- (b) 利用者の料金は無料とすること。
- (c) 認証方式はメールアドレスによる登録、SNS 認証による登録ができること。
- (d) 1 回の接続時間は 60 分とし、接続時間経過後は自動的に切断すること。
- (e) 1 日に複数回接続できること。
- (f) 接続時にリダイレクトした後は、自由に Wi-Fi サービスを利用できること。
- (g) 2 回目以降の接続時は、簡易な認証により接続できること。詳細については監督職員と協議を行うものとする。

(2) 災害時の Wi-Fi 利用条件

携帯電話事業者が当地域で災害時伝言ダイヤルなどを開設されるレベルの災害が発生した場合は、発注者の指示がなくともアクセスポイントより災害時 SSID 「00000JAPAN」を追加で発すること。この他、災害発生時において受発注者間協議の上、受注者の操作で接続時間及び接続回数の変更が行えること。

ただし、設定変更に伴う費用は受注者負担とする。

3 サービス利用期間

- (1) サービス利用期間は設置完了日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 受注者が用意するサービスにおいては、発注者にてサービス利用を解約したことにより途中解約金が発生する場合でも発注者では負担しない。

4 セキュリティ対策

- (1) 利用者間の不正なアクセスを防ぎ、利用者のプライバシーを保護できること。
- (2) チャンネル設定等により、周辺に対する電波干渉への対応ができること。
- (3) アクセスポイント等に使用する機器に脆弱性が発見された場合は、速やかに対策を講じ作業報告書を作成し監督職員へ報告すること。
- (4) アクセスポイント等に使用する機器のアップデートが必要な場合は、速やかにアップデートを行うこと。ただし、現地作業が必要な場合は、監督職員と協議を行うこと。
- (5) 次のサイトの閲覧をネットワーク側でブロックし、表示させないこと。
 - (a) 未成年者にとって有害と考えられるホームページ（暴力・アダルト等）
 - (b) 子供たちに対する性的虐待や児童売春等の犯罪を助長するホームページ（児童ポルノ等）
 - (c) セキュリティ上危険であると考えられるホームページ（ワンクリック詐欺・フィッシング）等
- (6) Wi-Fi アクセスポイントへの利用者の接続ログを一定期間保持し、不正アクセス等の調査が必要になった場合に、捜査機関等に提出すること。
- (7) サプライチェーンセキュリティ対策を取ること。具体的にハードウェアやソフトウェアの製造・流通段階で生じる改ざんや情報漏えいのリスクがあるメーカーの機器を選定しないなどリスクを軽減できる対策をとること。

5 機器設置条件

- (1) 電源 AC100V±10% 50Hz
- (2) 周囲環境 温度：現地環境に対応できること
湿度：現地環境に対応できること

6 アクセスポイント機能要件

- (1) 動作周波数 2.4GHz 帯、5GHz 帯
- (2) 無線 LAN 規格 IEEE802.11a/b/g/n 以上
- (3) 同時接続数 1 アクセスポイントあたり最低 20 台以上

第10条 保守及び製品保証

1 保守

- (1) アクセスポイントの遠隔監視を行うこと。ただし、通信事業者が提供するサービスを利用しても良いこととする。
- (2) 障害発生時には速やかに復旧作業を行い、正常な状態に修復すること。
- (3) 障害発生時の作業を行った場合は、その都度、回線および機器の状況または障害の原因、作業内容等を記載した報告書を作成し、監督職員に提出すること。
- (4) 作業等により回線及び各種サービスを停止しなければならない場合は、事前に監督職員の承諾を得た上で作業を行うこと。
- (5) 障害等に関しての問い合わせ先を記載した連絡表を提出すること。
- (6) 工事等により、アクセスポイントの停止や移設の必要性が判明した場合は、速やかに監督職員へ報告すること。

2 製品保証

受注者が各所に設置する機器及び配線は、以下の場合を除き、故障や断線等の障害に対する保守を行うこと。

- (1) 地震等の天災の場合
- (2) 発注者が機器を転倒させる等、明らかに発注者の過失がある場合
- (3) 他の機器に起因する火災等の場合

第11条 提出書類

提出書類は、次の各号によるものとし、書面又は電子媒体で提出すること。

1 作業計画書

契約締結後速やかに作業計画書を作成し、監督職員へ提出すること。

また、作業計画書には、以下の事項について記載すること。

- (1) 本件概要
- (2) インターネット接続用ルータ及びWi-Fi アクセスポイント等の仕様
- (3) 回線終端装置及びルータに関する配線図、ラック搭載図
- (4) 初期作業内容、手順及び工程
- (5) 各種サービス初期設定情報
- (6) 主任技術者
- (7) 保守体制
- (8) 情報セキュリティ確保に関する体制

2 通信エリア図

Wi-Fi カバーエリア及び受信強度がわかる図面を作成し提出すること。

3 初期作業完了報告書

初期作業に関する完了報告書を作成し、サービス提供前までに監督職員へ提出すること。完了報告書の内容については監督職員と協議のうえ決定する。

4 取扱説明書等

- (1) インターネット接続用ルータ及び Wi-Fi アクセスポイントの取扱説明書（リダイレクト機能を有する機器を上記機器とは別に提供する場合は、当該機器の取扱説明書を含む）

5 打ち合わせ簿

本件履行の過程で監督職員と打ち合わせした事項については、打ち合わせ簿を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、様式は任意とする。

6 作業報告書

障害発生時等に保守作業を行った場合は、その都度、機器の状況または障害の原因、作業内容等を記載した報告書を作成し、書面又は電子媒体で監督職員に提出すること。

7 アクセス数

Wi-Fi のアクセス数について「アクセスポイント」毎に日累計、月累計、年間累計のデータを Excel 又は csv データにて、月毎に月末までのデータを翌月に提出すること。

8 その他

その他、監督職員から指示があった場合は、指示に基づく書類を提出すること。

第 12 条 守秘義務等

1 取り扱う情報の機密保持

受注者は、本件履行の過程で知り得た発注者の秘密を第三者に漏洩し、他の目的に使用してはならない。また、取り扱うデータ等については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなくてはならない。なお、本項の規定は、接続期間終了後も有効に存続する。

第 13 条 情報セキュリティに関する事項

1 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、本件の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備し、以下の内容を発注者に報告すること。

- (1) 情報セキュリティの確保に関する責任者
- (2) 発注者から提供された情報又は委託元の情報システムを取り扱う者
- (3) 緊急時の連絡体制

2 情報セキュリティが侵害された場合の対処

受注者は、本件の遂行において情報セキュリティ対策が侵害され又はその恐れがある場合には、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。なお、本件報告の対象には、以下の事象を含む。

- (1) 受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める発注者の情報の外部への

漏洩及び目的外利用

(2) 受注者の者による発注者のその他の情報へのアクセス

(3) 外部の者による不正アクセス、不正プログラム感染等を起因とする情報漏洩サービス停止又は情報の改ざん

3 情報セキュリティ対策の履行状況の確認

発注者は、本件の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、受注者に対して報告を求める場合がある。

4 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本件の遂行において、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を発注者が認める場合には、受注者の責任者は、発注者の求めに応じ協議を行い両者合意した対応をとる。

第 14 条 その他

- 1 本調達における「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいう。
- 2 本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うこと。
- 3 本仕様書に記載のない事項であっても、公衆無線 LAN サービスの提供に当たって当然必要と認められるものについては、これを充足すること。
- 4 受注者は、電気通信事業者として電気通信事業法第 9 条に定める登録又は同法第 16 条第 1 項に定める届出を行っている者であること。
- 5 受注者は国及び地方自治体にて 5 年以上国が定める基準に沿った Wi-Fi 通信役務提供実績があること。

以 上